

経済レビュー

[中国]

中国におけるデジタル大国化戦略とネット企業政策の行方

【要旨】

- ◇ 近年、中国はデジタル大国として急速に頭角を現し、習近平政権は現行の第14次5ヵ年計画（2021～2025年）期においても、デジタル国家に向けた体制整備を更に進めている。一方で、足元、急速にネット規制が強化されるようになったことから、デジタル国家としての先行きを懸念する声も少なくない。
- ◇ 中国では1990年代末期に設立されたアリババ（EC）、テンセント（ネットサービス）等のインターネットプラットフォーマーがデジタル経済を急成長させる中、政府もこれら企業をバックアップした。ところが、2020年11月にアリババの金融子会社が上場延期を余儀なくされて以降、①独占禁止法等に抵触する不当行為、②海外への情報流出懸念を背景とするインターネット安全保障関連違反、③社会貢献関連——といった様々な角度からプラットフォーマーを始めとするネット企業は激しい規制強化と処罰の波に晒されるようになった。
- ◇ デジタル経済の発展に伴い、プラットフォーマーによる独占の弊害など様々な問題が膨らんだこともあり、政府がプラットフォーマーを監督・管理すべき段階に入ったと判断しても不自然ではない。政府はプラットフォーマーを中心にネット規制を強化する一方、中小・新興企業のデジタル化をサポートする政策を増やしており、インクルーシブな技術革新への志向が窺われる。
- ◇ 海外からはネット規制に対しイノベーションや事業意欲を阻害するとのマイナス評価が目立つが、プラットフォーマーによる独占の弊害への取り組みとして注目する向きもある。プラットフォーマーは中小企業へのサポート拡大により政府スタンスに沿った貢献をアピールする一方、政府もネット規制緩和の動きをみせ始めている。中国全体としてのイノベーションが、これまで牽引役であったプラットフォーマーの意欲低下で衰えてしまうとは即断し難い。
- ◇ 習近平氏の影響力が一段と強まる政権3期目のネット規制強化が警戒されているが、習氏はイノベーション国家としてデジタル経済を強化するスタンスを明示している。海外筋では指導部人事から政治・安全保障重視、経済軽視との見方が強いようにみえるが、改革開放以来中国の発展を支えてきた経済合理性が損なわれデジタル国家としての勢いが失速してしまうか否かについては、3期目に入る習政権の個々の政策をバイアスなく精査し判断する必要があるだろう。

近年、中国はデジタル大国として急速に頭角を現してきた。加えて、習近平政権は現行の第14次5ヵ年計画（2021～2025年）においても、その要綱（2021年3月発表、総論1編・各論18編で構成）の第5編と上位に「デジタル中国の建設に向けたデジタル化発展の加速」を据え、中国のデジタル国家としての地位を一段と高めるべく体制整備を進めようとしている。2022年1月、政府はこの要綱を踏まえ、デジタル分野に特化した「デジタル経済発展に関わる第14次5ヵ年計画」を公表した。その中で、2025年にデジタル経済コア産業付加価値のGDP比引き上げなどの数値目標達成を掲げるとともに、8項目の主要政策項目を示し、デジタル産業の発展と経済・社会におけるデジタル化の浸透を志向している（第1表）。

第1表：デジタル経済発展に関わる第14次5ヵ年計画の概要

目標			
	2020年(実績)	2021年(実績)	2025年(目標)
デジタル経済コア産業付加価値のGDP比(%)	7.8	n.a.	10
IPv6アクティブユーザー数(億人)	4.6	6.08	8
千ギガブロードバンドユーザー数(万人)	640	3,456	6,000
ソフトウェア・情報技術サービス業の規模(兆元)	8.16	n.a.	14
工業インターネットプラットフォーム利用普及率(%)	14.7	n.a.	45
ネット小売売上高(兆元)	11.76	13.09	17
電子商取引高(兆元)	37.21	42	46
オンライン行政サービスユーザー数(億人)	4	n.a.	8
主要政策			
デジタルインフラ :情報ネットワークインフラ建設、クラウドとコンピューティングネットワーク融合の発展、インフラのスマートアップグレードを秩序的に推進			
データ要素 :データ要素の品質向上、データ要素の市場化、データ要素の開発利用メカニズムの創出			
産業のデジタル化 :企業のデジタル化の加速、重点産業のデジタル化の全面的深化、産業パークと産業クラスターのデジタル化推進、デジタル化支援サービスエコシステムの育成			
デジタル産業の発展 :キーテクノロジー革新能力の強化、コア産業の競争力向上、新業態の新モデルの育成、秩序ある産業革新エコシステムの構築			
公共サービスのデジタル化 :「インターネット+行政サービス」の機能向上、社会サービスのデジタル化の普及、デジタルな都市と農村の融合的発展、新型デジタルライフの構築			
デジタル経済ガバナンスシステム :協同ガバナンスと監督管理メカニズムの強化、政府のデジタルガバナンス機能の強化、多元的共同ガバナンスの新たな枠組みの整備			
デジタル経済安全システムの強化 :ネットワーク安全保護能力の増強、データ安全保障レベルの向上、各種リスクの効果的な防止			
デジタル経済における国際協力 :貿易のデジタル化の加速、「デジタルシルクロード」の推進、良好な国際協力環境の構築			

(資料) 中国政府資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

しかし一方で、習政権は、従来、デジタル経済の牽引役として成長を後押ししてきたインターネットプラットフォーマー（以下ではプラットフォーマー）を始めとしたネット企業に対し、2020年の終わり頃から厳しい規制を課すようになった。これに伴い、デジタル国家としての先行きを懸念する声も少なくない。

そこで、以下では中国におけるデジタル化とネット企業に関わる政策の流れを振り返りつつ、今後を展望する。

1. デジタル勃興期における政府とネット企業の蜜月

中国では新興のネット企業がデジタル化を牽引してきた。1990年代末期に設立されたアリババ（EC）、テンセント（ネットサービス）等のネット企業がプラットフォーマーとして海外の新たな技術やビジネスモデルを迅速に取り込み、自らの事業領域を拡大するの

みならず、中国発の独自サービスを加えた顧客起点のイノベーションによりユーザーの利便性を高め、社会実装面では世界最先端ともいえるデジタル化を実現してきた。これらプラットフォームが巨大化するにつれて独占による弊害を指摘する声も増えていったが、政府はプラットフォームが自社開発技術のオープン化等で起業とイノベーションの基盤を整備し、スタートアップ企業を支援してきたことも踏まえ、デジタル化の推進役と位置付け良好な関係を続けた。

例えば、デジタル化を支える重要技術である AI（人工知能）について 2017 年に政府が発展戦略を本格化する中でも、これらプラットフォームに期待するところが大きく、同年 11 月始動の国家次世代オープンイノベーションプラットフォームの第一陣としてアリババがスマートシティ分野、テンセントが医療映像分野の委託先に選定されている（第 2 表）。

第2表：国家次世代AIオープンイノベーションプラットフォーム

	分野	企業
2017年11月	自動運転	百度(バイドゥ)
	スマートシティ	アリババ
	医療映像	テンセント
	音声認識	アイフライテック
2018年9月	スマートビジョン	商湯集団(センスタイム)
2019年8月	ビジュアルコンピューティング	上海依図網絡科技
	スマートマーケティング	上海明略人工知能
	基礎ソフト・ハードウェア	華為技術(ファーウェイ)
	インクルーシブファイナンス	中国平安保険
	ビデオパーセプション	杭州海康威視数字技術(ハイクビジョン)
	スマートサプライチェーン	北京京東世紀貿易
	イメージパーセプション	北京曠視科技(メグビー)
	セキュリティプレイン	北京奇虎科技
	スマート教育	北京世紀好未来教育科技
	スマートホーム	北京小米移動軟件[小米科技(シャオミ)傘下]

(資料) 中国政府資料、各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

2020 年以降のコロナ禍においても、アリババ、テンセント等が「健康コード」アプリの迅速な開発・提供を始めとして政府の感染拡大防止対策に大きく貢献したのに加え、コロナ禍に伴う非接触化に適合したオンライン医療、オンラインオフィス、オンライン教育等の普及を通じ中国の経済・社会を支え、デジタル社会実装に拍車がかかった。

2. 俄かに進むネット規制

2020 年 11 月、アリババの金融子会社アントグループが金融当局からの指導を受け、上海・香港証券取引所への上場を直前で延期した。その後、プラットフォームを中心にネット企業は激しい規制強化と処罰の波に晒されるようになった（第 3 表）。

第3表: ネット企業に対する規制強化

	独占等の不正行為の禁止	データ安全保障	社会貢献
2020年12月	<ul style="list-style-type: none"> 「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」意見募集稿公表(2021年2月公布・施行) アリババ、テンセント、順豊速運(宅配便)傘下3社に罰金(独禁法:M&A報告義務違反) アリババ、テンセント等EC大手6社にグループ共同購入での不当販売の禁止等を指導 アリババ、京東、唯品会のインターネット通販サイトに罰金(価格法:不当な価格表示) 		
2021年2月	<ul style="list-style-type: none"> 唯品会に罰金(不正競争防止法:他のプラットフォームにも出店する業者への販売阻害行為) 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> アリババ、テンセント、美团点评、拼多多、滴滴傘下の共同購入サイト運営5社に罰金(価格法:ダンピング) 		
4月	<ul style="list-style-type: none"> アリババに罰金(独禁法:「二者択一」) アリババ、テンセント等ネット大手34社に「二者択一」等の独占行為禁止を改めて指導 北京百家科技集団等オンライン学習運営4社に罰金(価格法:不当な価格表示) テンセント、北京字節跳動科技(バイトダンス)、美团、滴滴等ネット大手13社に金融業務の是正を指導 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> オンライン学習塾を手掛ける小船出海教育科技、北京猿力教育科技に罰金(不正競争防止法・価格法:虚偽宣伝・不当な価格表示) 		
6月		<ul style="list-style-type: none"> 「データ安全法」全人大常務委員会で可決(9月1日施行) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> アリババ、テンセント、滴滴等に罰金(合計22件、独禁法:M&A報告義務違反) テンセント傘下のゲーム動画配信会社「虎牙」と「闘魚国際控股」の合併を独禁法抵触の恐れがあるとして差し止め テンセントに罰金、独占的な音楽配信権の放棄処分(独禁法:音楽配信事業における独占行為) 	<ul style="list-style-type: none"> 滴滴の配車アプリによる違法な個人情報収集・利用で同アプリのダウンロード停止 「証券関連の違法行為の厳格な取り締まりに関する意見」公表 アリババ、テンセント等ネット大手12社に対し、9月施行の「データ安全法」順守を指導 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法」全人大常務委員会で可決(11月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者によるオンラインゲームの利用時間を金、土、日、祝日の20~21時に限定するシステム設定をゲーム企業に指示
9月			<ul style="list-style-type: none"> アリババ、美团、滴滴などネットプラットフォーム10社に労働者の権益保護について模範を示すよう指導 「ネット文明建設の強化に関する意見」公表
10月	<ul style="list-style-type: none"> 美团に罰金(独禁法:「二者択一」) 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> アリババ、テンセント、百度、京東等に罰金(合計43件、独禁法違反:M&A報告義務違反) テンセント傘下のオンライン決済サービスに罰金、違法に得た収入没収(外為規則:登記内容を越えた外為業務) 		
12月		<ul style="list-style-type: none"> 広州小鹏汽車科技(EV)傘下の販売会社に罰金(消費者権益保護法:販売店来店者の顔情報を無断で収集・分析) ネットワーク安全審査弁法改正(2022年2月15日施行) 	
2022年1月	<ul style="list-style-type: none"> テンセント、アリババ、京東、ビリビリに罰金(独禁法:M&A報告義務違反) 「プラットフォーム経済の規範的で健全で持続的な発展の促進に関する若干の意見」公表 		
2月			<ul style="list-style-type: none"> 「サービス分野で困難な状況にある業種の発展回復促進に関する若干の政策」公表
4月	<ul style="list-style-type: none"> 美团や饿了麼等EC12社に出店者のコロナ禍便乗値上げ等の不正行為防止体制の整備を指導(上海市) 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法改正案が全人大常務委員会で可決(8月1日施行) 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> アリババ、テンセント等に罰金(28件、独禁法:取引情報開示違反) 	<ul style="list-style-type: none"> 滴滴に罰金(インターネット安全法、データ安全法、個人情報保護法:個人情報の違法収集等) 	

(資料) 中国政府資料、各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

(1) 独占等の不正行為の禁止

2020年12月10日、国家市場監督管理総局は「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」の意見募集稿を公表し、市場における公正な競争を確保し、消費者の利益と公共の利益を維持するためとして、プラットフォーマーの独占行為防止への舵切を明示した（同ガイドラインは公募意見に基づく修正を経て2021年2月7日に公布・施行）。

同ガイドラインは意見募集稿ながら、プラットフォーマーがM&Aで多用してきたVIE（変動持分事業体）と呼ばれる特殊なスキーム（通常のM&Aと異なり、出資ではなく契約を通じて対象企業を実質支配）について独占禁止審査の対象とすることを明記した。これを踏まえ、2020年12月14日、国家市場監督管理総局はアリババ、テンセント、順豊速運（宅配便）各社の傘下企業3社に対し、独占禁止法におけるM&Aの報告義務違反でそれぞれ50万元の罰金を科すと発表した。その後も、同局は2021年には4月（全9件）、7月（全22件）、11月（全43件）、2022年には1月（全13件）とアリババ、テンセント等のプラットフォーマーが関わるM&Aの報告義務違反による罰金処分を次々と下していったが、罰金額はいずれも独占禁止法上のM&Aの報告義務違反の上限である50万元であった。

さらに同局が、2021年4月10日、アリババに独占禁止法上の過去最高額となる182億2,800万元（2019年の国内売上高の4%）という巨額の罰金を科したことは国内外に衝撃を与えた。自社のプラットフォームの出店企業に競合他社への出店を禁ずる行為（「二者択一」と呼ばれる）が市場支配的地位の乱用に該当すると認定されたためであった。「二者択一」はアリババに限ったことではなく、同局は、4月中に、中央ネットワーク安全・情報化委員会弁公室、国家税務総局と合同でアリババ、テンセント等ネット大手34社を集めた会議を開催し、「二者択一」を含む独占行為禁止を改めて指導し、1ヵ月以内に法令を順守する旨の承諾書提出を指示した。

これらの他にも、EC、ネット金融、オンライン教育等様々な分野で、価格法（不当な価格表示、ダンピング）、不正競争防止法（他のプラットフォームにも出店する企業への販売阻害行為、虚偽宣伝）の違反によるネット企業への処罰・指導が相次いだ。

また、法制面でも、「プラットフォーム経済の規範的で健全で持続的な発展の促進に関する若干の意見（2022年1月）」において、プラットフォーマーの独占や不正競争に対する規制と監督を強化する総合方針が提示されるとともに、「ライブコマース管理弁法（試行）」、「インターネット生命保険業務の更なる規範に関する通知」、「銀行・保険機関の情報技術アウトソーシングリスク監督管理弁法」など個別事業についての新たな規制も導入されていった。2022年6月の独占禁止法改正では、市場支配的地位を有する事業者によるデータ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを利用した市場支配的地位の乱用が禁止されるとともに罰則も大幅に強化された。直近2022年11月に公表された不正競争防止法修正案（意見募集稿）では、プラットフォーム上のサービス・商品に関する評価の恣意的な操作、データやデジタル技術を悪用した消費者行動の制約等の禁止を含め

プラットフォームの行為を規制する条項が多く追加されている。

(2) データ安全保障

政府は 2017 年にインターネット安全保障の基本法ともいえる「インターネット安全法（サイバーセキュリティー法）」を施行したが、加えて、2021 年にはデータの取り扱いに特化した「データ安全法（9 月 1 日）」、個人情報の取り扱いを規定した「個人情報保護法（11 月 1 日）」を施行した。政府はこれら 3 法を中心にサイバーセキュリティー法体系の整備を進めているが、その最大の焦点は海外への情報流出の阻止であるとみられている。

このデータセキュリティー面でもネット企業への規制強化が目立ってきた。ネット規制当局は 2021 年 7 月 2 日、配車アプリ最大手の滴滴出行に対し、国家安全上の理由による審査開始を発表するとともに利用者の新規登録停止を命じた。続いて同月 4 日には滴滴の配車アプリが個人情報を違法に収集・利用していたとして、インターネット安全法に基づき、同アプリの配信停止をアプリ配信サイトに指示したと発表した。翌 5 日には満幫集団のトラック配車サービスアプリ（「運滿滿」・「貨車幫」）と看准科技集団の求人情報サービスアプリ（「BOSS 直聘」）に対しても国家安全上の審査開始とアプリ配信停止指示の発動が公表された。滴滴、満幫、看准の 3 社の共通点は前月に米国で上場を果たしていたことであるが、いずれも再三、中国当局に上場見送りを要請されていたと報じられている。

同じく 2021 年 7 月には海外上場企業に対する管理規定も強化された。6 日には国務院・党中央弁公庁が連名で「証券関連の違法行為の厳格な取り締まりに関する意見」を公表し、海外上場企業に対して情報セキュリティーについての主体的な責任を負わせることを明記した。次いで、10 日、ネット規制当局は「ネットワーク安全審査弁法」改正の意見募集稿を公表し、「100 万人超の個人情報を保有する運営者の海外上場にはネットワーク安全審査弁公室のサイバーセキュリティー審査を要する」旨の条文を盛り込んだ。「100 万人超の個人情報を保有する運営者」として幅広い企業が対象になるとの危惧があったが、2021 年 12 月 28 日に公布された「ネットワーク安全審査弁法」の改正版（2022 年 2 月 15 日施行）では、対象は「100 万件を超える個人情報を保有するインターネットプラットフォーム運営者」に限定された。

2021 年 11 月、海外メディアは、中国当局が滴滴に米国における上場廃止を指示したと報じ、結局、2022 年 5 月に滴滴は米上場廃止を決定した。それでも、同年 7 月 21 日、滴滴はネット規制当局からインターネット安全法、データ安全法、個人情報保護法等に違反したとして 80 億 2,600 万元の罰金刑を受けた。

一連の安全保障関連の法整備・法執行の動きは米国上場に伴う国内ビッグデータの流出への中国政府の強い警戒感を窺わせる。

(3) 社会貢献

社会貢献という側面からのネット規制も増えている感がある。

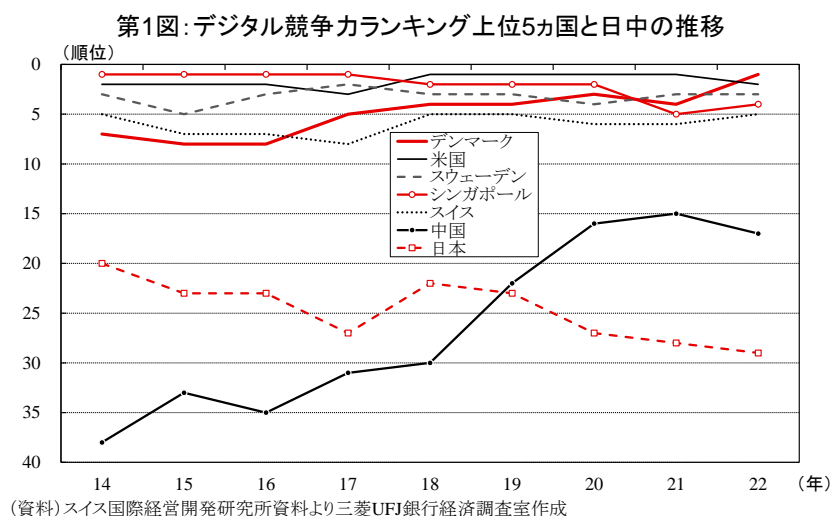
第一はゲーム規制である。2021年8月3日に国営メディアがオンラインゲームを「精神的なアヘン」と批判する記事を掲載したため、規制強化を危惧する見方が広がっていたが、実際、同月30日に国家新聞出版署は未成年者によるオンラインゲームの利用時間を金、土、日の各曜日と祝日の20～21時の1時間に限定するシステム設定をゲーム企業に指示した（それまでは休日3時間、それ以外は1時間半）。さらに共産党中央宣伝部は9月8日にはテンセントやネットイースなどオンラインゲーム提供会社を呼び出し、この新規制を確実に実施するよう指導した。また、新作ゲームの認可も2021年8月から2022年3月の期間は停止された。

第二は労働者権益保護である。2021年9月10日、人的資源社会保障部等4官庁はアリババ、美团、滴滴など国内大手プラットフォーム10社を集め、ネットを介して単発の仕事を受け負うギグワーカーについての権益保護・待遇改善をもたらす体制整備を行うよう指導した。

第三はコロナ禍で苦しむ企業への支援である。2022年2月18日、国家発展改革委員会を含む14官庁は「サービス分野で困難な状況にある業種の発展回復促進に関する若干の政策」として、コロナ禍で苦しむサービス企業の支援策を打ち出し、地方政府に実施を促したが、その中で飲食業向けにデリバリーサービスなどでのプラットフォームの手数料引き下げを盛り込んだ。

3. デジタル経済発展に伴う政府スタンスの変化

今日では、アリババ、テンセント等中国のプラットフォームは米GAF[A [グーグル、アップル、メタ（旧フェイスブック）、アマゾン]と並び称されるほど巨大化し、スイスの有力ビジネススクールIMD（国際経営開発研究所）が公表している「デジタル競争力ランキング」における中国の順位も急速に上昇してきた（第1図）。



一方でプラットフォームによる独占の弊害、海外への情報流出、ネット操作を通じた国民への影響力など様々な問題が膨らんできたこともあり、政府がプラットフォームを全面的に後押しする段階は過ぎ、監督・管理すべき段階に入ったと判断しても不自然ではない。

政府はプラットフォーム規制を強化する一方、イノベーションやデジタル化において中小・新興企業の発展をサポートする政策を増やしており、大企業と中小企業をともに発展させるインクルーシブな技術革新への志向が窺われる。具体的には、「情報化と工業化の融合深化に向けた第14次5ヵ年計画（2021～2025年）」やイノベーションを担う優良企業育成といった総合政策の中で中小企業関連策を拡充するとともに、中小企業向けに研究開発やデジタルトランスフォーメーション（DX）支援策を打ち出している（第4表）。

第4表：中小企業向けのイノベーション・デジタル化関連政策

2021年6月	2021年の工業インターネット発展計画 ：大企業による中小企業のデジタル化・クラウド化サポートを盛り込む。
7月	製造業の優良企業育成策 ：2025年までに1万社の小巨人企業（高い成長力を持つ新興企業）と1,000社のニッチトップ企業、一定数のリーディング企業の育成を目標に掲げた。優良企業の国家重大科学技術プロジェクトへの参画、技術イノベーション戦略連盟を組織し、基幹部品、基礎材料、ハイエンド計測機器、集積回路（IC）などコアの技術、製品、装備の協同技術開発を行うことを支援。大企業と中堅企業が一体となった発展エコシステム構築を志向。
11月	情報化と工業化の融合深化に向けた第14次5ヵ年計画（2021～2025年） ：各種インフラ、制度整備により産業のデジタル化、ハイエンド化を実現。プラットフォームを通じ大企業・中小企業協同発展パターンを形成。中小企業のイノベーション能力と専門性を向上させ、数百万社の革新的な中小企業、10万社の「専精特新（専門性、精巧性、独自性、新規性）企業」、1万社の小巨人企業を育成。中小企業のデジタル化支援。
2022年1月	中小企業の研究開発支援のための環境整備に関する通知 ：国家重点研究開発プロジェクトに関し中小企業に特化した研究資金の配分、国家、地方政府、産業界による中小企業のR&D支援ファンドの設立奨励、研究開発関連の優遇税制等金融・税制面に加え、人材の獲得や実用化含め広範な分野で中小企業の研究開発を支援。
8月	中小企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）への財政支援策 ：DXのパイロット中小企業を2025年までに4,000～6,000社形成し、他の企業に伝播。中小企業のDXをサポートする公共サービスプラットフォームに対して政府から補助金を支給。

（資料）中国政府資料、各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

こうした動きは産業政策全体における潮流変化の一環とも考えられる。政府は長く大企業（多くは国有企業）の国際競争力強化を産業政策の中核に据えてきたが、近年、中小企業の振興にも力を入れつつあり、「専精特新企業（専門性、精巧性、独自性、新規性の4要素を備えた中小企業）」や「専精特新企業」の中でも高い技術力を備えた「小巨人企業」を増やそうとしている（第4表にもある通り、2025年までに「専精特新企業」10万社、小巨人企業1万社の育成が目標）。2019年から「小巨人企業」を政府支援の対象とするプログラムを開始し、現在8,997社（2019年155社、2020年1,584社、2021年2,930社、2022年4,328社）を認定している。一方、2021年12月に公表した「中小企業発展促進に関わる第14次5ヵ年計画」においては、独占行為を取り締まり、中小企業の市場参入の機会を確保し、ビジネス環境を改善するスタンスを明示しており、独占禁止政策がネット企業の取り締まりという狭義の目的に留まるものではないことを窺わせる。

こうした政府スタンスの変化を踏まえ、プラットフォームは技術、金融、ビジネスサービスなど多方面から中小企業へのサポートを拡大し、政府スタンスに沿った貢献をアピールしている。一方、政府も、2022年に入り、コロナ対策下で各地に広がる都市封鎖により急速な景気不振が進む中でネット規制緩和の動きをみせ始めている。まず、2021

年 8 月以降停止されていた新作ゲームの販売認可が 2022 年 4 月から再開された。さらに、5 月には国政助言機関である全国政治協商会議のデジタル経済の発展をテーマとする会議で、劉鶴副首相が「デジタル企業による国内外の資本市場での上場を支持する」と発言し、ネット企業の海外上場容認への方向転換を示唆した。

プラットフォームに向けて、広範囲に亘り厳しい規制が急速に進められたことに対して海外からはイノベーションや事業意欲を阻害するものとしてマイナス評価が目立つものの、プラットフォームによる独占の弊害をいかに排除するかという世界各国政府に共通の課題への取り組みとして注目する向きもある。実際、アリババへの高額の罰金刑を経て、アリババの EC サイトへの出店企業の多くが他の EC サイトへも出店するようになったのを始め、プラットフォーム間のサービス開放の動きが進みつつあり、競合他社、出店企業、消費者のメリットが高まったのも事実である。中国全体としてのイノベーションが、これまでの牽引役であった巨大プラットフォームの意欲低下で衰えてしまうか、それとも、巨大プラットフォームが、政府が望むインクルーシブな技術革新に適応して中小企業と連携することで維持されるか、判断するには時間を要しよう。

4. デジタル戦略の成否を握る 3 期目習政権の選択

2022 年 10 月の共産党大会（5 年に 1 度開催される最重要会議）翌日の一中全会では習近平氏が最高指導者として 3 期目に入るのみならず、新指導部の大半を習氏の側近が占める上、改革派として一定の影響力を持っていた李克強首相、汪洋副首相の退任も決定された。このため、一段とネット規制が強まるとの警戒感が広がり、ネット企業株のみならず中国・香港市場で幅広く株価が下落する結果となった（第 2 図）。

第2図：上海・香港の株価の推移



但し、共産党大会冒頭に行われた習氏の報告では、世界トップクラスのイノベーション国家を目標に製造強国、品質強国、航空宇宙強国、交通強国と並んで、インターネット強国、デジタル中国の建設加速を主要政策に掲げている。米中対立が激しさを増す中で、デジタル国家としての強靱化は米国と対抗する上での重要な切り札の一つであることから

すれば当然ともいえる。

折しも、中国が安全保障面からデータ・技術の海外流出を警戒するのと同様に、米国のみならず他の先進諸国でも中国に対するデータ・技術流出への懸念が広がっており、先端半導体輸出、共同研究、留学生受け入れ等、多方面から対中規制が強化され、中国における科学技術・イノベーションの発展の障壁となる恐れが強まっている。それだけに習政権としても、デジタル国家発展のカギを握るプラットフォーマーに対して柔軟かつ現実的な対応は不可欠なはずである。

海外筋では指導部人事などから政治・安全保障重視、経済軽視との見方が強いように見えるが、改革開放以来中国の発展を支えてきた経済合理性が損なわれデジタル国家としての勢いが失速してしまうのか否かについては、3 期目に入る習政権の個々の政策をバイアスなく精査し判断する必要があるだろう。

以 上

(令和4年12月23日 萩原 陽子 youko_hagiwara@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱 UFJ 銀行 経済調査室
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記して下さい。